

Client Alert

16 March 2020

多国籍企業のサプライチェーンのコンプライアンスに関する米国の連邦裁判所の新たな決定と企業の対応

本アラートに関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

外国人不法行為請求権法（Alien Tort Statute、以下「ATS」）は、国際法又は米国の締結する条約に違反して行われた不法行為訴訟について、米国の連邦裁判所に、外国人に対する管轄を認める法律である。ATSは、1789年に制定された後、約200年の間、ほとんど利用されることはなかったが、近年、米国の多国籍企業の海外での活動、特に、人権、労働及び環境の不正とされる行為によって損害を被った当事者が救済を求めるために使用され始めた。


過去10年にわたり、複数の連邦最高裁判所の決定は、請求が可能な場合を狭く限られた事情に限定することにより、これらの訴訟に扉を閉ざして来た。しかし、2019年7月5日のDoe v. Nestle, S.A.（以下「Nestle」事件）において、第9巡回区控訴裁判所は、原告がATS訴訟の管轄を得ることを容易にする決定を下した。

Nestle事件では、元児童奴隷が、Nestle及び複数の農業大手の多国籍企業に対して、コートジボワールにおける児童の奴隷労働を幫助・支援したとして、ATS訴訟を提起した。具体的には、原告は、被告らは、自身の行為が児童の強制労働を利用する農家を補助すること、及び自身の補助が児童奴隷制度を促進することを知りながら、農家への経済的援助及び技術的な農業支援を提供したと主張した。

連邦地方裁判所は原告の訴えを却下したが、2019年7月5日、第9巡回区控訴裁判所は、これを破棄し、原告が再度の主張ができるよう連邦地方裁判所に差し戻した。控訴裁判所の判断の主な点は、被告らがサプライヤーの奴隷労働を認識し、サプライヤーの関係を維持するために農家の私的な費用を負担し、サプライヤーのオペレーションに関して米国本社の従業員による査察を行い、米国オフィスから運転資金の融資の決定を行ったという原告の主張に依拠するものであった。控訴裁判所は、米国本社が海外の奴隷労働を現実化させているとする原告の主張は、ATS訴訟の管轄を米国に認めるに足りるものであると認定した。

本判決が重要なのは、問題とされた行為は、多くの点で、多国間のサプライチェーンが一般的に行っていることであり、ATS訴訟の管轄が認められ易くなったことである。

米国の直接の関与を除外するため、財務関係を含むサプライチェーン管理の分権化を推進したり、サプライチェーンの監査や検査に米国が関わらないようにし、第三者への外注を増やす動きをする企業が出てくるかもしれない。しかし、このような動きは、企業のサプライチェーン活動を規制する他の法令の下で、レピュテーションリスク及び責任リスクが潜在的に増加する一方で、ATSの下での責任リスクを限定する可能性は低い。原告が、サプライチェーンへの関与や監査を避けることは、合理的な注意義務を欠く行為であり、



責任を問われる事実から意図的に目をそらすものであると主張することは、容易に想定できる。さらに、関与や監査を減らすことで、問題のあるサプライヤーへのより大きな異存につながり、またはサプライヤーの行為により人権、労働者の権利、若しくは環境がインパクトを直接受け易くなると、レピュテーションリスク及び市場リスクは大幅に上昇する。

むしろ、企業のリスク軽減の戦略としては、サプライチェーンへの関与を少なくするよりも、組織化されたプログラムにおいて、より多くのサプライチェーンへの関与を行うべきである。上記の第9巡回区控訴裁判所の決定は、ATS訴訟の提起の増加を招く可能性があるが、これらの事件における最良の防御は、綿密で、統合され、効率的に組織されたサプライチェーン・コンプライアンス・プログラムを導入することである。